

## ～新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金～

定住及び移住の促進を図り、活力あるまちづくりを推進するため、町内の民間賃貸住宅に居住される新婚世帯及び転入者（いずれも届出日以後3年未満。年齢制限あり）に対し助成金を支給します。

（新婚世帯・・・婚姻の届出日以後3年未満の世帯で、夫婦の両方又はいずれかが満40歳未満  
転入者・・・町内に転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で、町内に転入した日以後3年未満かつ満40歳未満の方）

### ○助成の要件

下記のいずれの要件も満たしていること。

- ①令和4年4月以降に、新婚世帯の夫婦又は転入者に該当する方
- ②助成対象者が町内の民間賃貸住宅を借り上げて家賃を負担しており、その賃貸住宅の所在地に住民登録をしている（新婚世帯は夫婦の両方）。  
※初回の交付申請日以後5年以上町内に定住する必要があります。
- ③家賃を滞納しておらず、世帯全員が町税を滞納していない。
- ④世帯全員が公的制度による家賃補助等を受けておらず、過去にこの助成金の交付を受けていない。

ただし、下記の住宅は助成対象外です。

町営住宅、県営住宅、社宅、事業所の寮、3親等以内の親族所有の住宅

### ○助成金の額（令和4年4月以降の家賃が対象）

家賃月額から35,000円を差し引いた額（1,000円未満切捨て）

ただし、月額10,000円を上限とし、婚姻又は転入後3年までの間の通算24か月分を上限とします（月の途中で助成対象期間が終了する場合はその月まで。）。

### ○申請手続

助成金の申請方法は下記のとおりです。

- ◆申請するとき・・・毎年1～12月の家賃について、その年の4～12月の間に助成金交付申請書に下記の書類を添付して提出
  - ・世帯全員の住民票      ・定住誓約書
  - ・民間賃貸住宅の賃貸契約書の写し
  - ・戸籍謄本の写し（新婚世帯の場合）
  - ・住民票除票又は戸籍附票の写し（転入者の場合）
- ◆請求するとき・・・1月から12月までの家賃について、助成金実績報告書に下記の書類を添付して、翌年2月末日までに提出
  - ・家賃を支払ったことが確認できる書類の写し
  - ・町税の納税証明書      ・助成金交付請求書